

指定管理者制度導入施設における総括評価について

平成28年2月15日

市長 公 室

1 総括評価の目的

総括評価は、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象に、指定期間中の業務の履行状況確認（以下「モニタリング」という。）及び単年度ごとの達成状況等を振り返る年度評価の結果を踏まえ、市民サービスの向上及び経費の削減など制度導入の効果等を検証するとともに、施設の管理運営上の課題を把握し、今後の改善につなげることを目的に実施する。

2 総括評価の内容

(1) 指定管理者制度導入による効果の検証

指定管理者制度導入の決定を行った際の検討結果に対して、サービス面及びコスト面について期待したとおりの効果が得られたかについて検証する。

検証の結果、期待したとおりの効果が得られなかったと判断された場合は、その要因の分析を行うとともに、指定管理者制度の導入自体が適切であったか、他の手法で施設を管理運営することにより、市民サービスの更なる向上を図ることができないかについて検討を行う。

(2) 事業実施条件等の検証

(1) により指定管理者制度を継続することが適当と判断された場合は、次の指定管理期間におけるサービス水準や役割分担などの事業実施条件、民間事業者等の選定方法、指定管理料等について改めて検証する。

3 総括評価の活用

上記2(1)により指定管理者制度の導入について再検討が必要と判断された場合は、その要因に応じて、公共サービスの提供主体（市、民間）の見直し、又は民間活力の活用手法（民営化、業務委託等）の見直しを行う。

また、上記2(2)により見直しが必要と判断された場合は、仕様書及び募集方法等の再検討を行う。

4 実施時期

総括評価は、次期指定管理者選定に要する期間を考慮して、指定期間終了の前年度に実施する。

5 総括評価の手順

(1) 数値目標（指標）の設定

数値目標（指標）は、次の4項目の視点に基づき、それぞれ設定するものとする。

- ア 市民の平等な使用が確保されること。
- イ サービスの向上が図られること。
- ウ 管理に係る経費の縮減が図られること。
- エ 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(2) モニタリングの実施

施設所管課は、毎年度、施設の設置目的や基本協定書に沿った管理運営がなされたかについて、「業務の履行状況」及び「サービスの質」の確認を行う。

(3) 年度評価の実施

指定管理者は、毎年度終了後に、施設の設置目的や基本協定書に沿った管理運営がなされたかについて評価を行い、評価結果を施設所管課に提出する。施設所管課は、その評価結果を踏まえ、数値目標（指標）や管理運営に対する評価を行う。

(4) 総括評価の実施

施設所管課は、指定期間中のモニタリング及び年度評価結果を踏まえ、指定管理者制度導入の効果を検証し、市として今後の管理運営の方針を決定する。

(5) 総括評価結果の公表及び方針に沿った措置

施設所管課は、総括評価結果を市ホームページで公表する。また、(4)により決定した方針に沿って措置を行う。

6 指定期間の例外について

(1) 指定期間の例外の設定

指定管理者としての応募を検討している団体等に対し、指定管理者への参入意欲の喚起、管理運営のインセンティブの付与のほか、長期的な視野に立った事業計画の策定等に資するため、指定期間の例外について、次のとおり設定できるものとする。

ア 延長設定

総括評価の結果、管理運営の実績が特に良好と認められる施設：一の指定期間につき最長5年の延長（新規指定を除く。延長は、1回限りとする。）

イ 長期設定

長期的な視野に立った事業計画の策定、専門的知識・技能を有する人材の確保や育成を図ることで、施設の設置目的をより効果的に達成することが見込まれる等により一の指定期間

において5年を超えて長期間とすることが特に必要と認められる施設：最長10年（新規指定を除く。）

この場合、指定期間の中間年度（指定期間が10年の場合は5年目）の初めに、管理運営の実績を把握するため、総括評価に準じて中間評価を実施する。管理運営の実績が当初の目標に比べて著しく下回る場合には、改善の指示を行うなど、適切に管理運営がなされるよう指導を行う。

なお、中間評価の結果、管理を継続することが適当でないと判断した場合には、法令による手続を経た後、指定を取り消し、併せて新たに公募・選定を行うことがある。

(2) 仕様書及び指定管理料の取扱い

指定期間の例外設定を適用した場合は、次に掲げる期間を対象に、社会経済情勢等を勘案して、仕様書の見直し及び指定管理料の再算定を行うものとする。

ア 指定期間を延長設定した場合：延長した指定期間

イ 指定期間を長期設定した場合：中間評価を実施した年度の翌年度以降の指定期間

(3) 議会の議決

指定期間を延長設定する場合においては、これまでと同様に指定管理者の指定について議決を経るものである。

【総括評価のイメージ】

